

広島県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市福富町下竹仁字東広兼山二七五番一六地先から 東広島市福富町久芳字金口一五二三番一地先まで	平成二十二年四月二九日